

平成25年4月11日

各位

株式会社 筑波銀行

不祥事件の発生について

株式会社筑波銀行におきまして、誠に遺憾ながら、下記の不祥事件が発覚しました。かかる事態を招いたことにつきましては、役職員一同、厳粛に受け止め深く反省いたしております。

日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま並びに株主の皆さまにご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

発覚時本部所属の元行員（男性、43歳）が、以前支店長として勤務していた営業店において、平成24年4月にお客さま（個人、1名）の預金から1百万円を着服していたことが発覚いたしました。お客さまから依頼を受けて、お客さまの預金から引出して現金を届けるにあたり着服し、自身の借入金の弁済等に充当したものです。

着服金につきましては、本件発覚前に既に元行員自身よりお客さまに全額弁済されております。

2. 発覚の経緯

お客さまから申出を受けて行内で調査した結果判明しました。

3. 元行員が不正を行っていたお客さまへの対応

元行員が不正を行っていたお客さまには、事実関係をお伝えするとともに深くお詫び申し上げ、正常なお取引に復させていただきます。

4. 監督官庁等への届出等

監督官庁への届出を行うとともに、警察にも通報しております。

5. 関係者の処分

元行員につきましては、平成25年2月27日付で懲戒解雇しました。

経営自らの襟を正すべく、役員報酬の一部返上を行なうほか、本件の関係者につきましても、厳正な人事処分を行いました。

6. 今後の対応

当行は行内の法令等遵守態勢の整備に向け努めてまいりましたが、今般の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・相互牽制の強化を図り、再発防止に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関する問合せ先	総合企画部広報室	田村
	経営管理部コンプライアンス・法務グループ	井坂
Tel	029-859-8111（代表）	
	受付：月曜日～金曜日 9：00～17：00	